

一宮市福祉部障害福祉課

移動支援事業及び日中一時支援事業における 医療的ケア加算について

日頃より、本市福祉行政の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

看護職員、介護福祉士や一定の研修を受けた介護職員等は、医療的ケアを必要とする障害児及び障害者に対して、医療や看護との連携による安全確保が図られていることなど一定の条件下で、たんの吸引等の医療行為（以下、「医療的ケア」という。）を行うことができます。

このことについては、平成 27 年 3 月に福祉課（現在：障害福祉課）より取り扱いの通知を行っていますが、移動支援事業及び日中一時支援事業（以下、「移動支援事業等」という。）のガイドラインの作成に伴い、再度通知いたします。

なお、医療的ケア加算については、それぞれの事業において内容等は共通となります。以下の内容等をご了知の上、事業運営を行っていただくようお願い申し上げます。

1. 医療的ケア加算対象となる行為

看護職員、介護福祉士、介護福祉士以外の介護職員等（認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けたものに限る。以下、「介護職員等」という。）が実施する喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）、経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養）とします。

喀痰吸引、経管栄養の範囲

- ・口腔内、鼻腔内の喀痰吸引は咽頭の手前までを限度とします。
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養の実施については、胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことを医師又は看護職員が行ってください。
- ・経鼻経管栄養の実施については、栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認を医師又は看護職員が行ってください。

2. 医療的ケアを実施できる事業所

(1) 介護福祉士又は介護職員等が実施する場合

愛知県において登録特定行為事業者の登録を受けている事業所であることが必要となります。

(2) 看護職員が実施する場合

移動支援事業等を行う事業所における人員配置で、看護職員として配置をしている必要があります。

3. 加算を算定するための手続き

加算を算定するにおいて、実施体制等の確認のため「**移動支援・日中一時支援事業の医療的ケア加算算定に係る体制に関する届出書**」を提出してください。提出に際して、医療的ケアを行う従業者により添付書類が異なります。

提出期限は、新規届出については加算算定初回月の**請求書提出期限**までとし、変更の届出については変更月の請求書提出期限までとします。

添付書類について（※すべて原本証明不要）

(1) 介護福祉士、介護福祉士以外の介護職員等が実施する場合

- ① 勤務形態一覧表（※医療的ケアを行う従業者の氏名にマーカーをしてください）
- ② 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿（※愛知県に提出したものの写し）
- ② 登録特定行為事業者登録通知書の写し
- ③ 認定特定行為業務従事者認定証の写し（※対象者がいなければ不要）
- ④ 医療的ケアを実施する従業者の、資格証や研修の修了証
（※実地研修を修了した介護福祉士にあっては、実施できる行為が付記された介護福祉士資格証の写し）

(2) 看護職員が実施する場合

- ① 勤務形態一覧表（※医療的ケアを行う従業者の氏名にマーカーをしてください）
- ② 看護師免許証等の写し

(3) 上記（1）（2）とも実施する場合

上記のすべての書類

4. 医療的ケアの実施における留意点

移動支援事業等の提供を前提として対象者の状況をフェイスシート、アセスメントシートの作成において把握します。医療的ケアが必要である場合は、その旨を確実にシートに記録してください（※移動支援事業の場合は個別支援計画に位置付ける必要があります。）。

また、医療的ケアを提供するにあたり、医療関係者との連携及び安全確保措置を図る等、最善の注意を払ってください。

5. 加算の適用開始月及び単位数

加算の単位数は1日1回まで算定可として101単位とします。

6. 請求の手続きについて

医療的ケア加算を算定する場合は、算定初回月にその利用者における①「医師からの指示書」と②「実施にあたっての対象者からの同意書」を必ず請求書類に添付してください。なお、算定初回月以降の請求については、指示書の指示期間及び同意書の同意期間中において変更がなければ、その期間中の請求においては特に添付していただく必要はありません。

医療的ケアを実施した場合は、何時、誰が、何処で、どんな内容を行ったか等、実績記録を確実に残してください。実績記録票には、医療的ケアを提供した看護職員、介護福祉士又は介護職員等の押印を所定欄にしてください。

【問い合わせ】

一宮市本町2丁目5番6号
一宮市 福祉部 障害福祉課
担当：指定・給付グループ
Tel.0586-28-9147(直通)